

機械路面清掃業務 仕様書

機械路面清掃業務に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	本業務は道路区域内の機械路面清掃業務を行うものである。
2	履行期間	契約締結日から令和6年2月29日まで
3	施行場所	横須賀市佐原3丁目1番地先ほか
4	業務内容	別紙「業務仕様書」のとおり
5	特記事項	別紙「業務仕様書」のとおり
6	関係法規	なし
7	資格要件	産業廃棄物収集運搬業(汚泥)の許可を有すること(神奈川県または横須賀市)
8	契約方法	単価による業務委託契約(一般委託):単位(内訳書のとおり)
9	支払方法	本件は1回業務完了後の出来高精算払いとする。業務完了後に完了届を提出し、市の検査を受けた後受託者の請求により精算する。ただし、消費税として精算額に、税率相当額を加算(円未満の端数切捨て)するものとする。
10	その他事項	業務の施行にあたっては、本業務仕様書を優先適用するほか、令和5年4月制定の「神奈川県土木工事共通仕様書」によるものとし、当該共通仕様書の共通編等における契約条項等は、本市の契約条項等に読替えて使用するものとする。(使用材料等の基準が改正された時は新基準に基づくものとする。)
11	監督員 連絡先	建設部道路維持課 担当 飯田 達也 046-822-8399

<指示又は希望事項>

<p>グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係</p>	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
---	---

## 機械路面清掃業務内訳

(税抜)

作業内容	細 別	単位	予定数量	上限単価	契約単価
路面清掃作業 [夜間]A	清掃延長17.1km・移動距離22.0km タンク容量1800L以上	km	17.10	39,400	
路面清掃工 [夜間]	人力・塵埃量少ない	km	1.00	81,940	
路面清掃工 [夜間]	人力・塵埃量普通	km	1.30	409,870	
路面清掃工 [夜間]	人力・塵埃量多い	km	2.00	655,690	

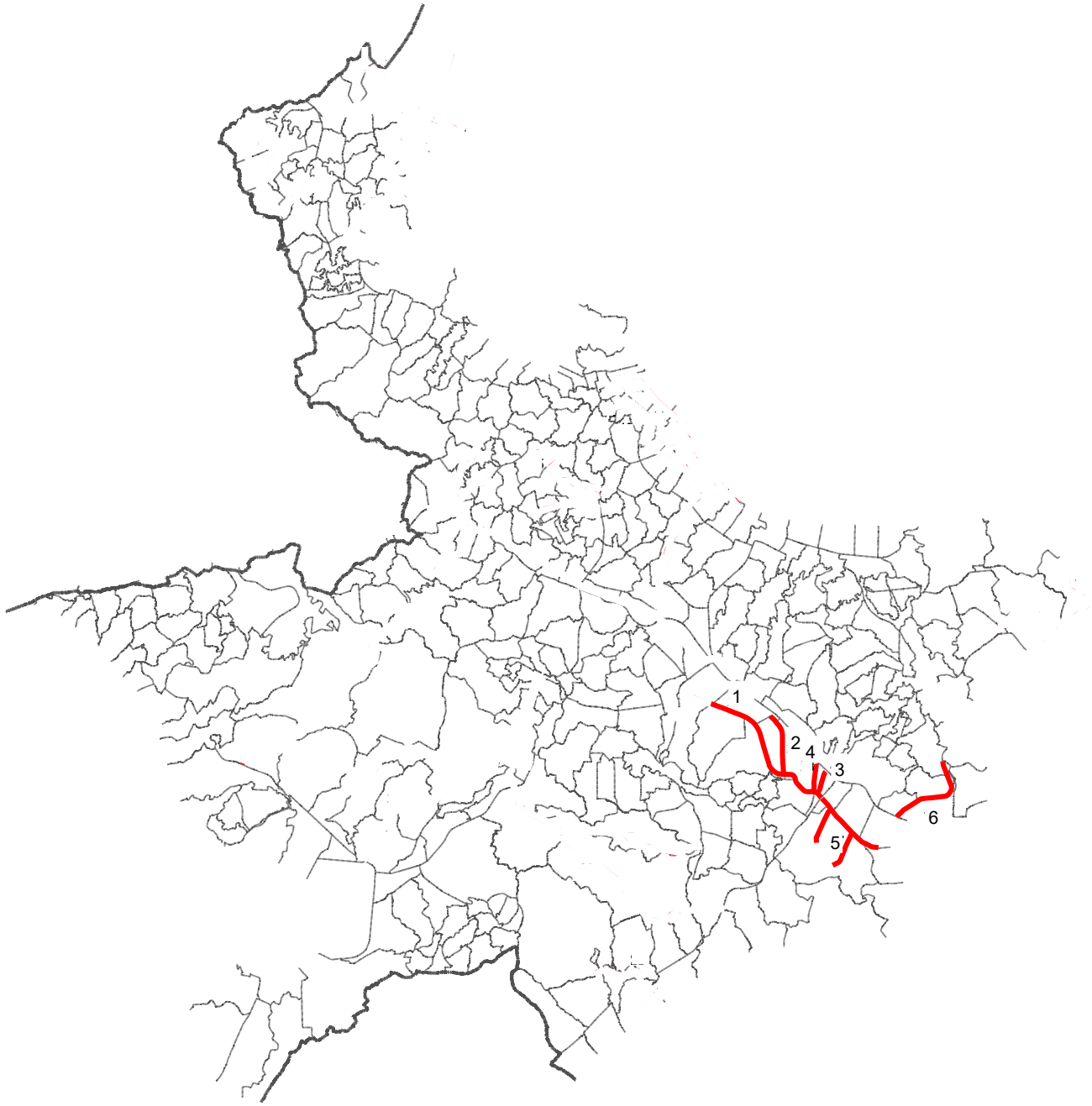
- ※ 契約単価は、各項目ごとに定めた上限単価をこえないこと。
- ※ 予定数量に契約単価を乗じた金額の合計額を入札金額とすること。
- ※ 契約単価は、契約者が記入すること。

## 令和5年度 機械路面清掃業務年間内訳表

	路線数	延長(m)	移動距離(m)	摘要
A	6路線(1~6)	17,100	22,000	夜間施行

番号	施行区間(起点~終点)	路線名	延長(m)	摘要
1	佐原3丁目1番地先 ~久里浜4丁目15番地先	久里浜田浦線	5,480	A
2	内川2丁目5番地先 ~内川2丁目3番地先		1,720	A
3	久里浜4丁目5番地先 ~久里浜4丁目4番地先		640	A
4	久里浜1丁目5番地先 ~久里浜1丁目4番地先		760	A
5	久里浜4丁目15番地先 ~久里浜7丁目30番地先		5,900	A
6	久里浜7丁目4番地先 ~長瀬2丁目11番地先	浦賀野比線	2,600	A

# 施行位置図



0 2km

1/90000

# 業 務 仕 様 書

(機 械 路 面 清 掃 業 務)

## 1. 一 般

- (1) 受託者は本仕様書に基づき、監督員の指示に従って、業務内容を速やかに施行すること。
- (2) 業務作業時には、一般の交通に支障をきたしたり、公衆に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。  
万一事故が発生した場合は、受託者の責任において処理すると共に監督員に報告すること。
- (3) 本業務施行前に、実施工程表・施行計画書を監督員に提出すること。
- (4) 受託者は業務完了後、速やかに完了届及び業務写真・報告書等を監督員に提出すること。
- (5) 本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合及び定めのない事項が生じた場合には、監督員と協議すること。
- (6) 沿道の住民等により苦情及び陳情があったときは丁寧に應對し、監督員に報告し、必要に応じて指示を受けること。

## 2. 作 業

- (1) 業務作業は実施工程表に基づき行い、変更のある場合は、その都度監督員に報告すること。
- (2) 業務作業時間は、下記のとおりとする。  
夜間作業：22時00分から5時00分まで  
但し、道路使用許可による指定、監督員の指示がある場合や準備作業はこの限りでない。
- (3) 業務作業は次の順序により行い、路面より土砂塵埃を丁寧に取除くこと。
  - (ア) 散水車により清掃中に埃が立たない程度の散水をする。
  - (イ) 路面清掃車により作業帯にある土砂塵埃を清掃する。  
路面清掃車の作業速度は、現場の状況を考慮し、土砂塵埃の取残しが無い低速とすること。
  - (ウ) 路面清掃車から排出した土砂塵埃を運搬車に積載し、産業廃棄物処分場に運搬処理する。  
運搬処理する際、積載した土砂塵埃等が飛散しないよう十分注意すること。
- (4) 機械清掃前に、スクリーンブロック及び歩道の巻き込み部等にある土砂を調査し、塵埃量の少ない(2.0m<sup>3</sup>/km未満)・普通(2.0m<sup>3</sup>/km以上～6.0m<sup>3</sup>/km未満)・多い(6.0m<sup>3</sup>/km以上)に分けて監督員と協議すること。
- (5) 作業上障害となるものは雑草等の自然物以外のものであれば事前にとり除き、清掃後復元すること。
- (6) 路肩部の塵埃の量が多く、人力にて清掃を行う場合は、事前に監督員に報告すること。

- (7) 業務作業は、市が指示した数量を実施するものとするが、道路工事等により実施できない場合は、その都度監督員に報告すること。
- (8) 清掃土砂（汚泥）の搬入先は田中石材土木㈱とする。  
（横須賀市長坂3丁目10番13号 TEL 856-1931）
- (9) 本業務には、汚泥の処分費は含まれない。
- (10) 作業完了後、実施作業集計表・日報・タコグラフ等を作業日の翌日に監督員に提出すること。

### 3. 使用機械について

業務作業には以下に示す1～4と同等以上の能力を有する作業車を使用すること。

- 1. 路面清掃車（ブラシ式リヤリフトダンプ 1.5 m<sup>3</sup> 4輪式）
- 2. 散水車（タンク容量 1,800 l）
- 3. ダンプトラック 4t 車
- 4. ダンプトラック 2t 車

### 4. 写真管理及び出来形について

- (1) 施行前には必ず写真撮影を行い、作業中、施行後も同一場所で写真撮影を行い、整理し監督員に提出すること。  
（写真は日付を入れ撮影すること）
- (2) 成果品の権利は横須賀市に帰属するものとする。

### 5. 道路使用許可について

受託者は、本業務施行前に道路交通法第77条の道路使用許可を受けること。

### 特記事項

この単価契約で示した内訳単価以外の作業内容、細別を使用する場合は、協議により決定する。

# 産業廃棄物処理作業共通仕様書

[収集・運搬(積替なし)用]

本仕様書は、委託者（以下「甲」という。）から排出される産業廃棄物の収集・運搬に関して、次のとおり定める。

（目的）

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、甲から排出される産業廃棄物を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令に従って、適正に処理することを目的とする。

（委託内容）

第2条 乙は、自らの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを契約書に添付しなければならない。なお、許可事項に変更があったときも同様とする。

2 甲が、乙に収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類及び予定数量は、次のとおりとする。

種類：汚泥（混合）

数量：30 t（予定数量）

3 乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を、甲の指定する別紙の処分業者の事業場に搬入する。

4 乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行ってはならない。

5 乙は、第3項に指定する事業場以外では、甲から委託された産業廃棄物を処分するための保管を行ってはならない。また、第3項に指定する事業場において保管を行う場合は、法令に基づき、かつ、履行期間内に確実に処分できる範囲で行うものとする。

6 乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、履行期間中に収集・運搬業務を他人に委託する必要がある場合、乙は、書面による甲の承認を得て、法令の定める再委託基準に従うことにより、収集・運搬業務を再委託することができる。この場合において、乙は、甲の要求があったときは、この再委託を乙の責任において解除しなければならない。

7 甲は、委託する産業廃棄物の収集・運搬にあたり、必要に応じて日時等を指示する。

8 乙は、甲又は甲の指定する職員の指示に従い、この業務を履行しなければならない。

9 甲は、産業廃棄物の搬出の都度、マニフェスト伝票に必要事項を記入し乙に交付する。

（義務と責任）

第3条 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、次の事項についてあらかじめ乙に提供するものとする。

(1) 産業廃棄物の性状及び荷姿

(2) 通常の保管状況での腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

(3) 他の廃棄物との混合等により生ずる支障

(4) その他取扱う際に注意すべき事項

2 甲は、委託する産業廃棄物の収集・運搬に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないように注意する。万一混入したことを知り得たときは、直ちに乙に通知しなければならない。

（甲乙の責任範囲等）

第4条 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分施設における荷降ろし作業が完了するまで、法令に基づき適正に処理する責任を負う。この間に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）が生じたときは、その原因が甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負う。

## 処分又は再生を行う事業場

### 1 処分先(中間処分又は最終処分)

事業場の名称 : 田中石材土木株式会社  
所在地 : 横須賀市佐島1丁目2番1  
処分の方法 : 脱水  
施設の処理能力 : 240 m<sup>3</sup>/8 h